

兵庫県公報

令和3年8月10日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ……………	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程 ……………	3

公布された法令のあらまし

◎職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第8号）
行政組織規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第8号

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款本庁の項を次のように改める。

本庁	(1) 技監 (2) 理事 (3) 会計管理者 (4) 新県政推進室長 (5) 部長 (6) 政策創生部長 (7) 県民生活部長 (8) 福祉部長 (9) 環境部長 (10) まちづくり部長 (11) 局長（行政職10級の者に限る。） (12) 参事（行政職特10級及び10級の者に限る。）	1種
----	--	----

(1) 新庁舎整備室長 (2) 知事室長 (3) 感染症等対策室長 (4) 全国豊かな海づくり大会推進室長 (5) 出納局長 (6) 局長（行政職10級の者を除く。） (7) 次長 (8) 公館長 (9) 県土安全参事 (10) 住宅参事 (11) 工事検査室長	2種
(1) 防災計画監 (2) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (3) 新県政推進参事 (4) 企画参事 (5) 課長 (6) 職員相談員	3種
(1) 室長 (2) 参事（行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の者を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 職員健康相談員 (11) 主任技術専門員（行政職8級の者に限る。）	4種
(1) 企画官 (2) 副課長 (3) 班長（行政職7級の者に限る。） (4) 研究参事	5種
水産課はやたか船長	7種

第2条 職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款本庁の項中「知事室長」を「秘書広報室長」に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項1中「会計管理者 部長 新庁舎整備室長 知事室長 感染症等対策室長 全国豊かな海づくり大会推進室長 局長 防災計画監 出納局長 公館長 県土安全参事 住宅参事 監察医務官 企画参事」を「会計管理者 新県政推進室長 部長 新庁舎整備室長 知事室長 感染症等対策室長 全国豊かな海づくり大会推進室長 局長 防災計画監 出納局長 次長 公館長 県土安全参事 住宅参事 監察医務官 新県政推進参事 企画参事」に改める。

第4条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項1中「知事室長」を「秘書広報室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年8月16日から施行する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月10日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会告示第6号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の内部部局の項8級の欄中 「企画参事」 を 「新県政推進参事
企画参事」 に改め、同項9級の欄中 「知事室長」 を 「秘書広報室長」 に、 「防災計画監
参事」 を 「防災計画監
次長参事」 に改め、同項10級の欄中 「会計管理者
部長」 を 「会計管理者
新県政推進室長
部長」 に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第1知事の内部部局の項9級の欄中「知事室長」を「秘書広報室長」に改める部分に限り、令和3年8月16日から施行する。